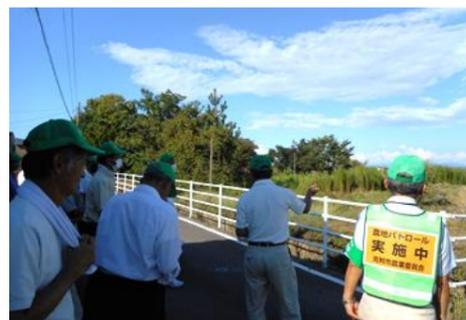


## 農地パトロールを実施しました

農地パトロールは遊休農地の実態把握や農地の違法転用発生防止を目的に、農業委員、農地利用最適化推進委員が毎年パトロールを行っています

8月25日に委員全員による全体農地パトロールを実施しました。市内の全地区を巡回し、各班の担当委員から農地の管理状況や遊休化防止の取り組み内容についてなど、説明を受けました。



10月からは後期の農地パトロールを行い、6月に実施した前期パトロール時に指摘のあった農地の管理改善状況の確認も行いました。

11月にはパトロール結果をもとに農業委員会協議会において、各委員が担当する地区の報告・意見交換を行いました。

農地は一旦荒れてしまうと、引き受け手を見つけることが難しくなります。農地を遊休農地化させないよう日頃から適切な管理をお願いします。

## 農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出しました

記録的な猛暑による影響で、特に水稻生産者の収入が大幅に低下したことを受けて、農業委員会として10月30日に「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を稲田市長へ提出しました。



稲田市長からはスピード感をもって検討する、とのことのお言葉をいただき、11月には減収分を補填する「水稻生産者支援」の専決処分、12月市議会では、持続的な農業経営を支え異常気象に備える対策として保険料費用を補助する「収入保険加入促進支援」が議決されました。

## 農業委員会だより

見附市農業委員会 ドリームアグリ No.30 令和6年2月

# ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていききたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)



## 将来の農業を話し合う 「地域計画」づくり



見附市農業委員会 会長  
関谷 常夫

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。年始め能登半島地震に不安が募ります。昨年は新型コロナウイルスの感染症状の位置づけが5類となり、経済活動が活発に動き出しました。一方、農業生産では、生産資材などの高騰に加え、夏の猛暑・渇水で米の品質低下が著しく、収入の減少と農業経営は厳しい状況です。こうした中、農業委員会では、現場の声を意見書にまとめ行政側に届け、生産者支援の働きかけを求めたところです。

さて、本年度から将来の農地利用の在り方を検討する「地域計画」づくりが本格化します。地域に合った10年後を目指し農地利用の姿を「目標地図」に落とし込みます。農業者らが話し合い農地一筆ごとに誰が担うか具体的に色塗りして明らかにする。農業委員、農地利用最適化推進委員は、話し合いに積極的に参加し、現状や課題に対して必要な情報を集め意見交換をすすめます。実現できそうなところから始め、次世代に農地をつなぐ持続可能な農業に取り組みますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



佐石星小池太  
藤田野川田田  
剛庄和浩智佐  
作成幸明利

農地  
利用  
最適  
化  
推  
進  
委  
員

櫻高齋小齋  
井橋藤林藤  
政行義平高  
志雄夫仁央

農  
業  
委  
員

会  
長  
代  
理  
長  
佐  
藤  
徹  
関  
谷  
常  
夫

新春のお慶びを申し上げます

鈴木三矢平廣  
木本澤井瀬  
英仁一忠吉  
史志男仁勝春

山小三三渡  
田杉沢本邊  
久義孝友和  
栄光喜子明

## 令和7年4月から 農地の貸し借りの手続きが変わります

現在、農地の貸し借りには下の①～③の3つの方法がありますが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、**令和7年4月**からは①相対契約ができなくなります。

### 現在 農地の貸し借りには3つの方法があります

#### ①農業経営基盤強化促進法の集積計画による契約（通称：相対契約）

相対による利用権の設定。  
貸借の期間が満了すれば、自動的に農地が「出し手」に返還されます。

#### ②農地中間管理機構（農地バンク）が介在する契約

「出し手」 ↔ 機構 ↔ 「受け手」（農地中間管理機構が介在します）  
貸借の期間が満了すれば、自動的に農地が「出し手」に返還されます。

出し手：毎年決まった時期に機構から賃料が振り込まれます。

受け手：賃料の支払いなど機構が一括して行うため手間が軽減されます。

#### ③農地法第3条の申請によるもの

相対による貸借の設定。（添付書類等が必要です）  
契約期限が到来しても両者の合意解約がない限りは、原則、賃貸借は解約されません。

◆市街化区域内の農地については③の契約しかできません

### 令和7年4月から 農地の貸し借りは

次のどちらかで手続きすることになります

- 農地中間管理機構「農地バンク法」による貸借 ..... ②
- 農地法第3条による申請 ..... ③

### ①相対契約は

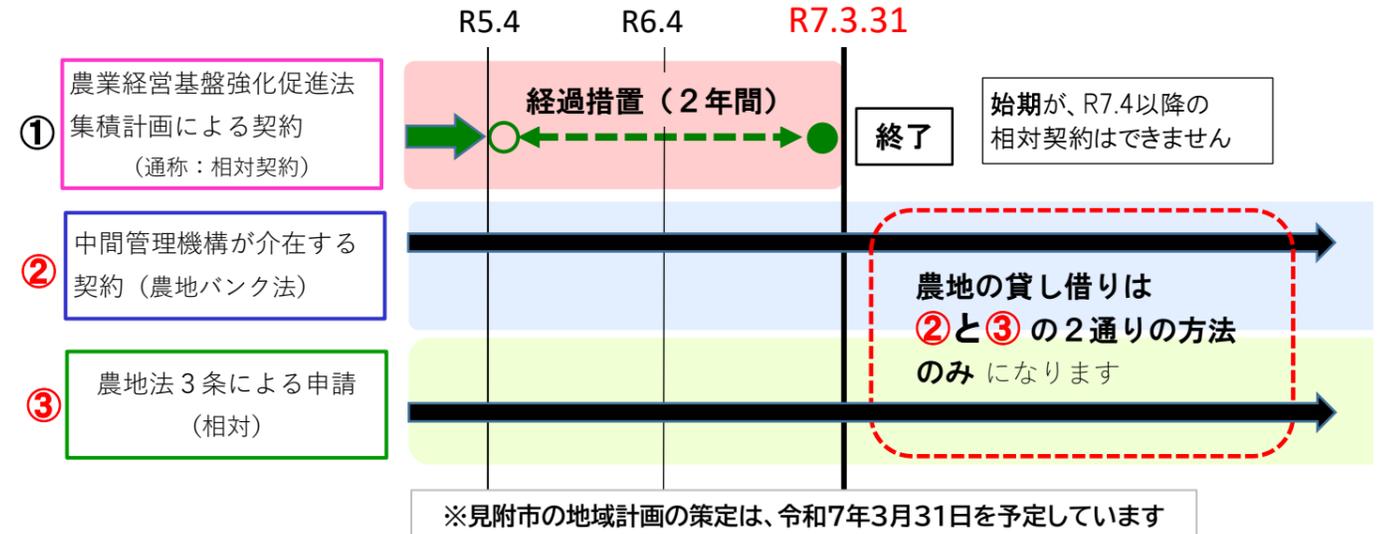
①相対契約の 新規・更新手続きは、令和7年1月まで申請できます。

契約した①相対契約(令和7年1月までに申請した契約)は、契約期間が満了するまで有効です。

### 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和7年4月以降は、農用地利用集積計画に基づく農地の貸借が廃止され「②農地バンク法」か「③農地法3条」のいずれかによる農地の貸し借りになります。

なお、地域計画の策定されるまで、もしくは令和7年3月31日までの間は、経過措置が設けられているため、その間は「①相対契約」の手続き(申請は令和7年1月まで)は可能です。



### ご存じですか？ 農業者年金

「独立行政法人農業者年金基金」が運営する農業者のための公的な積立年金です。次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

#### ◎加入できる方(①～③の全ての要件を満たす方)

- ①国民年金第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)
  - ②年間60日以上農業に従事している方
  - ③20歳以上60歳未満の方
- (※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者も加入可能)

#### 農業者年金の5つのポイント

- ✚ 農業者が広く加入できる終身年金(80歳前に亡くなった場合は一時金が支給)
- ✚ 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ✚ 保険料は、月々2万円～6万7千円の間で自由に決められます
- ✚ 保険料は全額社会保険料控除
- ✚ 一定要件を満たす農業者に保険料の国庫補助が受けられます

お問い合わせはJAまたは農業委員会へ